

地方独立行政法人明石市立市民病院 行動計画

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が、仕事と子育てを含む家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図り、安心して意欲的に職務に取り組むことができる職場環境の整備をめざし、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

2 内容（目標及び対策）

支援対策として、次のような取り組みを進める。

目標 1：時間外勤務を削減する。

<対策>

平成 30 年 4 月～	毎年 4 月に前年度の時間外勤務の実施状況を把握し、それに応じて新たな方策を検討し、実施する。
平成 31 年 4 月～	
平成 32 年 4 月～	
平成 33 年 4 月～	
平成 34 年 4 月～	

目標 2：年次有給休暇の取得日数を、1 人当たり年間平均 11 日以上とする。

<対策>

平成 30 年 4 月～	毎年 4 月に前年度の年次有給休暇の取得日数を把握し、それに応じて新たな方策を検討し、実施する。
平成 31 年 4 月～	
平成 32 年 4 月～	
平成 33 年 4 月～	
平成 34 年 4 月～	

所属長、妊娠中及び子育て中の職員、周囲の職員並びに人事担当課が、両立支援の必要性及び支援のための制度を十分理解し、それぞれの役割を果たしていくことが重要であるとの認識のもと、以上の取組により、時間外勤務の削減及び年次休暇の取得日数の向上を目指す。

平成 30 年 4 月 1 日

地方独立行政法人明石市立市民病院
理事長 藤本 莊太郎